

臨時報告書

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6 月22日

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工 藤 泰 三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

【電話番号】 03－3284－6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高 橋 栄 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

【電話番号】 03－3284－6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高 橋 栄 一

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目 9 番地)

日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町 6 番 1 号)

日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目 2 番31号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

平成24年6月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2円 総額 3,392,642,514円

ハ 効力発生日

平成24年6月21日

第2号議案 取締役13名選任の件

宮原耕治、工藤泰三、加藤正博、寶納英紀、内藤忠頭、田澤直哉、水島健二、平松宏、長澤仁志、岡本行夫、翁百合、力石晃一及び楠瀬俊一の13氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

菊池光興氏（※）を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	1,172,680	2,818	273	可決 99.09
第2号議案 取締役13名選任の件				
宮原 耕治	1,169,604	6,015	176	98.83
工藤 泰三	1,168,698	6,921	176	98.76
加藤 正博	1,170,308	4,785	702	98.89
寶納 英紀	1,170,333	4,760	702	98.90
内藤 忠顕	1,170,321	4,772	702	98.90
田澤 直哉	1,170,338	4,755	702	可決 98.90
水島 健二	1,170,358	4,735	702	98.90
平松 宏	1,170,338	4,755	702	98.90
長澤 仁志	1,170,344	4,749	702	98.90
岡本 行夫	1,166,905	8,714	176	98.61
翁 百合	1,170,392	5,227	176	98.90
力石 晃一	1,170,345	4,748	702	98.90
楠瀬 俊一	1,170,367	4,726	702	98.90
第3号議案 監査役1名選任の件 菊池 光興(※)	1,167,722	7,908	176	可決 98.68

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号及び第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 上記の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否等に関して確認できたものの数(以下「集計対象議決権」といいます。)について集計したものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

集計対象議決権の集計のみにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したためであります。

※菊池光興氏の「菊」の字は、正しくは4画くさかんむりの旧字体であります。